

学校法人日本大学評議員会議事録（要旨）

1 日 時 令和5年9月12日（火）自 午後1時00分
至 午後4時05分

1 場 所 日本大学会館9階904会議室
（東京都千代田区九段南四丁目8番24号）

1 評議員現員数 49人 （定員38人以上49人以内）
（寄附行為第24条第1項）

1 出席評議員 出席者42人（うちオンライン形式による出席者15人）、欠席者7人

1 議長選出

寄附行為第27条に基づき互選を行った結果、角田憲良評議員が議長に選出された。

1 報告

第1号 文部科学省からの指導文書受理について

総務部次長から、資料1に基づき、令和5年8月22日付けで文部科学省から受理した指導文書について報告があり、本学アメリカンフットボール部薬物事件の真相究明及び同事案に係る法人として管理運営体制における問題の検証を行うよう同省から指導があった旨、説明があった。

（報告に対する主な質疑応答及び意見）

質問：文部科学省から指導を受けたことについて、本学組織として責任をどのように考えているか。

回答：第三者委員会からの厳正な報告があると思料するため、それを厳粛に受け止め、本学としてどのように対処していくか検討したい。

第2号 第三者委員会の設置について

総務部次長から、資料2に基づき、令和5年8月24日付けで設置した第三者委員会について報告があった。委員会名称を「日本大学アメリカンフットボール部薬物事件対応に係る第三者委員会」とし、本学アメリカンフットボール部の部員による薬物事件に係る本法人内部の情報伝達、関係機関への連絡、法人としての判断や対応等における問題点及び

それが生じた原因や背景の検証を目的として設置する旨、説明があった。
また、委員会の構成として、3名の委員いずれも本学との利害関係がないことを確認している旨、説明があった。

(報告に対する主な質疑応答及び意見)

質問：信頼回復に向けて、情報公開をきちんと行うべきではないか。

回答：第三者委員会からの報告書については、同委員会委員による記者会見が行われることとなるため、社会に対して公表することになる。

第3号 アメリカンフットボール部薬物事件経緯について

競技スポーツ部長から、資料3に基づき、アメリカンフットボール部薬物事件の経緯として、令和4年12月から令和5年8月までの同事案に対する対応等の経緯について報告があった。

(報告に対する主な質疑応答及び意見)

意見：競技部に関して、学生を預かる側の管理体制がまだまだ十分でないため、着実に対応いただきたい。

意見：改革を進めていくためには、競技部における本学出身者を監督に据えなければならないという同質性の高い組織のあり方を抜本的に変えていく必要がある。

質問：報告中の「執行部会」及び「競技スポーツ運営委員会」について、それぞれが有する権限や構成等を確認したい。

回答：執行部会は、理事長、学長、副学長及び常務理事等を構成員とし、本学の運営等重要事項について、執行部において意識合わせ、協議する場である。また、常務理事会、理事会等の会議体に諮る事項についての事前の協議等を行っている。

競技スポーツ運営委員会は、日本大学競技スポーツ審議会規程において、学長の諮問機関として競技スポーツ審議会を置くことが規定されており、同審議会に日本大学競技部を運営及び管理するために同委員会を置くことが規定されている。同委員会は、競技部の運営及び管理について審議答申し、学長に意見を具申することができることと規定され、構成は、委員長に競技スポーツ担当の副学長、委員には副学長、競技スポーツ部長及び競技部の学生が在籍する学部の学部長等となる。

第4号 競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会の設置及び同委員会委員等の委嘱について

総務部次長から、資料4に基づき、競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会の設置及び同委員会委員等の委嘱について、報告があった。設置の趣旨として、今般のアメリカンフットボール部学生寮における薬物事件を受けてその原因を調査するとともに、他の競技部学生寮の管理体制、薬物乱用防止策を含めた再発防止策等を検討するために規程に基づき設置した旨、説明があった。

(報告に対する主な質疑応答及び意見)

質問：本委員会で出た結果を公開すべきと思料するがいかがか。

回答：情報公開についても、まとめ次第、機関決定して、特に再発防止の部分について学内外へ公表していきたい。

意見：競技スポーツ審議会規程の見直しにつながることであるため、本委員会の検討範囲を狭く限定するのではなく、踏み込んで検討していただきたい。

意見：制度の形が整っているにもかかわらず、機能していなかったため、風通しの良さを踏まえた制度的な委員会規定や報告義務規定等の整備も合わせて行っていくことが、社会への発信につながると思料するため、ぜひ取り組んでいただきたい。

意見：今後、法人としての管理運営体制の再構築を含む改善計画の策定並びに関係者の責任の所在の明確化が求められている。これに関しては、いつまでにどのような形で作っていくのか、ある種の見通しのようなものを示していただきたい。

第5号 競技スポーツ運営委員会専門委員会における「競技部所属学生の教育環境整備と支援体制構築に係る検討案」の策定について

競技スポーツ部長から、資料5に基づき、競技スポーツ運営委員会専門委員会における「競技部所属学生の教育環境整備と支援体制構築に係る検討案」の策定について報告があった。競技部学生の教育環境整備と支援体制構築を図ることを目的に、競技スポーツ運営委員会の下に専門委員会を設置するものであり、資料記載の4項目について検討する旨、説明があった。

(報告に対する主な質疑応答及び意見)

意見：競技部学生の学修面での対応に苦慮している教員も多いため、教員からも意見を聞くような形で進めていただきたい。

意見：学生の支援は当然優先すべきことであるが、学生をサポートする側の教員、コーチ、監督の質に関する問題もある。外部団体が策定しているような基準を参考にして、しっかりした評価基準を取り入れるべきと思料する。

意見：競技スポーツ部の入試制度には、構造上の問題があると思料するため、実態を抜本的に改める制度的な改革を進めていただきたい。

第6号 ラグビー部の調査報告について

競技スポーツ部長からラグビー部の調査報告について、報告があった。本件に係る経緯及び外部調査委員会において実施した調査結果について、説明があった。

(報告に対する主な質疑応答及び意見)

意見：調査結果の要約版は、了解が得られ次第、公表するとのことであるが、要約版で大事なところが抜けないように適切に対応いただきたい。

意見：家庭と社会ときちんと向き合わなければ、一緒にやらなければならないことと、規範意識が非常に薄いこの社会の中で人を育てることが非常に大変になってきている。現在の学生及び生徒の置かれている状況は、非常に弱く、幼くなっていることを踏まえた上で、対応いただきたい。

意見：今後、大麻を含めた違法薬物について、指導学生等から大麻を吸っている、あるいは、吸っていたことがある等の発言を受けた場合に教員としてどう適切に対処すれば良いか体制を備えていただきたい。学生が問題を起こすということに対して、どのようにガバナンスを効かせて、教職員が対応していくかが、文部科学省だけではなく社会から見られている。この部分が本学の改革につながっていくため、学生に対するコンプライアンスだけではなく、全体の教職員の体制の中で、問題を解決できるような道をぜひ検討いただきたい。

以 上